



**障害が
1 級の場合**

**障害が
2 級の場合**

**障害が
3 級の場合**

**障害手当金
(※3)**

障害厚生年金
(1 級)

報酬比例の年金額(※1)
× 1.25

障害厚生年金
(2 級)

報酬比例の年金額(※1)

障害厚生年金
(3 級)

報酬比例の年金額(※1)

配偶者の
加給年金 (※2)

配偶者の
加給年金 (※2)

障害基礎年金
(1 級)

障害基礎年金
(2 級)

子の加算 (※2)

子の加算 (※2)

初診日に
厚生年金に
加入
している

支給

障害基礎年金
+
障害厚生年金

初診日に
国民年金に
加入
している

支給

障害基礎年金